

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 22 日

介護保険サービス事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市高齢介護課長

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の適用について

平素は、本市の介護保険事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）（以下、「変更後通知」という。）が示され、本市においては、当該変更後通知の取扱いについて、令和 5 年 6 月 1 日より適用することとしましたので、ご確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

なお、変更後通知中の取扱いを適用する場合は、下記の点にご留意ください。

1. 通所系サービス事業所において、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生し、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、利用者の居宅を訪問し、サービス提供を行うことにより介護報酬の算定を行う場合は、次のことに留意すること。

(1) 対象となるサービス

通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス、
（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション

(2) 算定要件

- a 利用者又は利用者家族の意向（※）を確認していること。
- b 利用者からの連絡を受ける体制を整えていること。

※利用者又は利用者家族に対してあらかじめ訪問により行うサービス内容や利用者負担額等について十分な説明を行った上で意向を確認すること。

(3) 算定方法

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。

* 具体的な介護報酬の算定方法は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）別紙1を参考にすること。

(4) 記録する事項

記録する様式に定めはなく、事業所の任意様式で可とする。なお、記録事項に不足等があれば、報酬算定できない場合もあるため、不足なく適切に記録を保管すること。

a サービス提供する前に記録する事項

- ・ 利用者等に対し説明を行った日時
- ・ 利用者等に対し説明を行った内容（サービス提供内容、利用者負担額等）
- ・ 利用者等の意向（同意を得たこと）を確認した記録
- ・ 新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）の発生状況

b サービス提供毎に記録する事項

- ・ 具体的なサービス提供の内容
- ・ サービス開始時間及び終了時間
- ・ 利用者の心身の状況など

(5) その他

a 通所介護等計画について、代替サービスの提供期間が一時的である場合は変更する必要はないものとする。ただし、代替サービスの提供期間が長期的になると判断した場合は速やかに通所介護等計画の変更に係る一連の業務を行うこと。

b 利用者等からの苦情やトラブルを避けるために、代替サービス開始にあたっては、丁寧に説明すること。特に利用者負担が生じる場合は、提供するサービスの内容や利用者負担額について、了承を得ること。

2. 1の取扱いの他、臨時的な取扱いを適用する場合についても、変更後通知に記載する要件に合致していることが確認できる記録を残すこと。

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3082
西宮市 高齢介護課
電話：0798-35-3048